障害者福祉事業の取扱いについて (案)

障害者の福祉制度については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。

ただし、川島町が実施し、各務原市が未実施である「補助犬育成費助成事業」については、新市においてもこれを実施する。

また、川島町の「障害者小規模授産所」についても、新市にて引き続き実施する。

木曽川文化圏市町合併協議会

調整方針

		るものとする。ただし、川島町が実施し、各務原市が未実施であ また、川島町の「障害者小規模授産所」についても、新市にて引	調整方針		合務原中、川島町とも に事業の目的は類位して いるが、対象範囲・給付 額等に差異がある「福祉 タクシー利用助成事業、 福祉給油助成事業」「障 居児福祉手当」について は、各務原市の制度を適	島町のみで実施して いる「補助犬飼育費助成 事業」については、新市 においても事業を継承する。	新市が事業主体として 事業を継承する。ただし 運営委託を町社会福祉協 議会から、各務原市社会 福祉事業団に変更する。				
專門部会 福祉部会	<mark>協議細目</mark> 障害者福祉事業		三島町	① ②のどちらかの要件に該当するもの①身体障害者手帳1、2級所持者②療育手帳A、A1、A2所持者	<外出及び社会参加支援> タクシー券:630円券を24枚 (年 15,120円/人)	① ②のどちらかの要件に該当する障害児の保護者①身体障害者手帳1~3級所持者②療育手帳A~B1所持者日額 3.000円	身体障害者手帳1級所持者で補助犬と ともに暮らすもの 1頭につき 月額 2,000円	1ヶ所 委託 • 社会福祉協議会:1ヶ所			
	扱い	障害者の福祉制度については、原則として、各務原市の現行制度に統一する「補助犬育成費助成事業」については、新市においてもこれを実施する。 き続き実施する。	各務原市		支援 > を選択 560円券+お迎え 女 大 券を 2枚 人	当支給資格がなく の要件に該当する障 帳1~3級所持者 1所持者					
	各種事務事業の取扱い	障害者の福祉制度 る「補助犬育成費助所 き続き実施する。	区分	松	松	太 家 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。		母 童 画 画 配 形 光 光 彩 彩 彩			
10円 11年 ノノ 地一	協議項目	調整の方針	項目	1. 福祉タクシー利用助成事業、福祉給油助成事業			3. 補助犬飼育費助成事業	4. 障害者小規模授産所			

木曽川文化圏市町合併協議会

調整方針

	<u>目 名種事務事業の取扱い 高書名福祉事</u> 障害者福祉事		・在宅障害者社会参加促進支援事業なし・身体障害者デイサービス事業・身体障害者人浴サービス事業・在宅障害者紙おむつ給付事業・在宅障害者紙おむつ給付事業・手話奉仕員派遣事業・職覚・言語障害者ファクシミリ通信事業市で実施して・進行性筋萎縮症者療養等給付事業いる事業・知的障害者生活ホーム事業・ふれあいホーム等運営補助事業・ふれあいホーム等運営補助事業・外国人心身障害者を指社企事業・場神障害者・規模作業所等交通費助成事業・精神障害者・規模作業所等交通費助成事業・場神障害者・規模作業所等交通費助成事業
		項目	5. その街

支援費制度など、両市町が同一基準にて実施している事業は、調整を必要としないため省略し、新市においても同様に実施する。 ×

高齢者福祉事業の取扱いについて (案)

高齢者福祉事業については、原則として、各務原市に統一するものとする。なお、川島町で実施している「いきいきデイサービス事業」「展望浴場」については、新市においても引き続き実施する。

調整方針

## 1	拉業巧口	人民主效主张(四+	; ;	部外	
(本)	浙藤垻日	合種事務事業の取扱し	扱い		
1 10 10 10 10 10 10 10	調整の方針		歳祝い金、敬老祝い金、古希の賀、敬老会行事業、在宅介護支援事業については、原則として一ビス事業」「展望浴場」については、新市に	算、老人文化週間行事については、各務原市の現3で、各務原市の現行制度に統一するものとする。3こおいても引き続き実施する。	行制度に統一する。 なお、川島町で実施してい
				川島町	調整方針
小金 年毎の予測対象者 4~5人 1人 (1) 金額等 4~5人 1人		対象要件 (年度中)		100歳到達(10年以上在住)	
	百歳祝い金	年毎の予測対象者	4~5人	17	百歳祝い金について
		い金額	、顕彰状、	祝い状、	は、合併する日をもって
## 金			田十009	補正予算対応	統一する。
基金の 有無 無		根	各務原市敬老祝い金支給条例	川島町百歳長寿者褒賞条例	
支給 時 期 加速生日当日 即長からの手渡し 即長からの手渡し 小金 対象年齢の区分 77年日 17歳・8歳・96歳・90歳到達(節目支給) 75~76歳 77~75歳 77~74 130人 小金 対象年齢の区分 77年日 17歳 88歳・90歳到達(節目支給) 75~76歳 77~75歳 77~74 130人 130人 小金 有等 1 月 140名子円 1 万子円 1 万子円 1 万子円 1 万子円 1 万子円 税 い金 額等 1 月 25 円 1 万子円 2 万円 7 7 円 1 7 円 1 7 円 1 7 円 税 い金 額等 1 月 27 円 1 7 円		基金の有無	#	有(青井信尚福祉事業基金)	
文 総 時 期 誕生日当日 「大藤以上の方すべて 10人		支給方法	市長からの手渡し	町長からの手渡し	
(1) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		大		誕生日当日	
小金 対象年齢の区分 77歳 88歳 99歳 75~76歳 77~79歳 80~87歳 88歳以上 4年の予測対象者 899人 323人 10人 140人 180人 320人 130人 4代し、金額等 1万円 1万円 77円 77円 77円 172千円 5年間 10、金額等 11、035千円 77円 77円 170千円 77円 5年間 10、日本委員により配布 2万円 5万円 40		対象要件 (年度中)	- 99歳到達		
## 130人 180人 130人 130人 130人 130人 130人 130人 130人 130人 130人 150子円 150千円 150		対象年齢の区分	88歳	11~19歳 80~87歳 88歳以上	敬老祝い金について
祝い金 額等 1万円 1万5千円 2万円 7千円 1万円 1万2千円 1万2千円 7千円 1万円 1万2千円 1万32千円 75歳以上に指記品、88歳に座布回と記念品 7.770千円 かステラ 1 14.035千円 平成 1 0 年度より「節目支給を関係を受けるともに贈答 88歳に座布回と記念品 7.770千円 かステラ 1 1 14.035千円 中 14.035千円 中 14.035千円 かえ 2.00歳以上の方で整理券必要 かか 者 名の歳以上の方で整理券必要 はい上のもの 11.11島町主催 11.11日以前の生まれの75 11.11島町主催 11.11日以前の生まれの75 11.11島町主催 11.11日以前の生まれの75 11.11目以前の生まれの75 11.11目以前の生まれの75 11.11目以前の生まれの75 11.11目以前の生まれの75 11.11目以前の生まれの75 11.11目以前の生まれの75 11.11目は前の生まれの75 11.11目は前の生まれの75 11.11目は前の生まれの75 11.11目は前の生まれの75 11.11目は前の生まれの75 11.11目は前の生またもがいるの発表の様会を作り、趣 は上生きがいる色の発生の経過を11.11目は前の生まれの75 11.11目は前の生またもがいるの発生の経過を11.11目は前の生またもがいるの発生の経過を11.11目は前の生まれの75 11.11目は前の生またもがいるの発生の経過を11.11目は前の生またもがいるのままたもがのよりまたもがいるのまたもがいるのまたもがいるのまたもがいるのまたもがいるのまたもがには、11.11目は、		年毎の予測対象者	323人	180人 320人 130人	は、合併する日が属する
				7 千円 1万円 1万2千円	翌年度より実施する。
予 算 14,035千円 カステラも) 1 根 48 方 法 民生委員により配布 なし 技 6 方 法 民生委員により配布 敬老会式典の時に支給 特 記 事 項 (4千万円削減) か在宅福祉サービスの拡充に財源転換 式典、アトラクション 方 (37 トラクションのみ) 敬老祝い金をこの式典で支給 所 集 及 び (14度内に70歳を迎えるもののみ) 住所を有する4月1日以前の生まれの75 参加 着 (260歳以上の方で整理券必要 歳以上のもの 方 事 項 目 田碁、将棋、演芸大会、俳句、 なし 店 目 的 本人趣味の会の発表の機会を作り、趣 なし 市 事 頃 目 13個別 市 事 貞 目 的 本人趣味の会の発表の機会を作り、趣 なし 市 事 貞 目 (1週間) 2月 (1週間) 第 上 後 前 はと生きがいを高める・1 205年円 おの子田 (清美大会・1 205年円)		い金額	1万5千円		(平成17年度より)
予 算 14,035千円 7,770千円 根 加 各務原市敬老祝い金支給条例 なし 支 給 方 法 民生委員により配布 敬老会式典の時に支給 中 元 10年度より「節目支給」に変更 なし 特 記 事 項 (4 千万円削減) 一位不完福社十一ビスの拡充に財源転換 立典、アトラクション 行事内容②…後の節 ②アトラクションのみ (3アトラクションのみ) 放老の日 (初日) 財 9月第1水曜日 財 9月第1水曜日 放老の日 (初日) 対象者及び (3との歳以上の方で整理券必要 275千円 市 算 6,510千円 11鳥町主催 日				カステラも)】	
## A A A A A A A A A A A A A A A A A A			035千	7,770千円	
支 給 方 法 民生委員により配布 敬老会式典の時に支給 特 記 事 項 平成10年度より「節目支給」に変更 なし 中成10年度より「節目支給」に変更 なし 中成10年度より「節目支給」に変更 なし (4 千万円削減) (4 千万円削減) (5 年春祉サービスの拡充に財源転換 式典、アトラクション (5 下ラクションのみ) 数老祝い金をこの式典で支給 (6) 第10千円 (260歳以上の方で整理券必要 (260歳以上の方で整理券必要 (5 下 千月 (260歳以上の方で整理券必要 (255千円 (7 事 項 目 作品展示 (4 千) (1週間) (4 千) (1週間) (7 事 項 目 に展表がいを高める) (4 千) (1週間) (4 七) (1週間) (7 事 目 的 味と生きがいを高める) (4 日) (1週間) (4 日) (1週間) (5 年) (1 四) (1週間) (5 日) (1週間) (5 日) (1週間) (6 年) (1 四) (1週間) (5 日) (1 四) (1週間) (5 日) (1 四) (1 回) (1			各務原市敬老祝い金支給条例	なし	
## 記事項 (4千万円削減)		給力		敬老会式典の時に支給	
# 記 事 項 (4十万円削減)		 		なし	
1		計	(4 十万円割減)		
(1) (1) (1) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4			⇒在完備紅サート		
時期9月第1水曜日敬老の日(祝日)対象者及び 令 方 方 (1) (1) (1) 		行事内容 ①…昼の部	(1)式典、アトラク (2)アトラクション		古希の智と散老会行
対象者及び 参加 参加 が 			9月第1水曜日		事については、合併する
参加 者②60歳以上の方で整理券必要歳以上のもの予 算6,510千円275千円主 催 者各務原市主催川島町主催行 事 項 目作品展示おしているの発表の機会を作り、趣所催時期・期間2月(1週間)行 事 目 的老人趣味の会の発表の機会を作り、趣市 事 目 的株と生きがいを高めるみ 質1300千円(油芸大会・1205千円)		象者及	₩		日が属する翌年度より
予 算 6,510千円275千円主 催 者 各務原市主催川島町主催行 事 項 目 作品展示作品展示開催時期・期間 2月(1週間)老人趣味の会の発表の機会を作り、趣味と生きがいを高める予 質 1300千円(油芸大会・1205千円)		早	۴		実施する。
主 催 者 各務原市主催 行 事 項 目 用碁、将棋、演芸大会、俳句、 なし 作品展示			6,510千円		(平成17年度より)
行事項目 囲碁、将棋、演芸大会、俳句、 なし 開催時期・期間 2月(1週間) 行事目的 老人趣味の会の発表の機会を作り、趣味と生きがいを高める 予算目的 味と生きがいを高める 予算 第二十300年円(油芸大会・1,205年円)		狦		川島町主催	
開催時期・期間 2月(1週間) 行事目的 老人趣味の会の発表の機会を作り、趣味と生きがいを高める 予 質 1300千円(油芸大会・1,205千円)	老人女化调	事項	展	なし	新市の作用を対象に
事目的老人趣味の会の発表の機会を作り、 味と生きがいを高める 質1300キ田(油芸大会・1205キ田)			2月(1週間)		継続して実施する。
更		曲	の会の発表の機会を作り、 がいを高める		
k		子	1,300千円(演芸大会:1,205千円)		

木曽川文化圏市町合併協議会

調整方針

			「いきいきデイサービス 事業」「展望浴場」につ いては、新市においても 引き続き実施する。 サービス内容等につい ては、別途、専門部会に おいて調整する。								新市の住民を対象に	新市の住民を対象に継続して実施する。											:実施する。			
部外	協議細目局部者福祉事業	川島町	介護保健制度の要介護認定で概ね60歳以 上の「自立・要支援」と認定されたもの	生活指導、リハビリ、健康体操、送迎	川島町生きがいセンター	年間登録費 1,000円 週3回(火曜日、木曜日、土曜日)	5 1,264人 (平成14年度実績)	・町在住の60歳以上のもの…無料 ・町在住の20歳以上の身体障害のもの…無料 ・町在住の40歳以上の身株障害のもの…無料	川島町生きがいセンター5階	06人 (平成14年度実績)	:) で、寝た 定基準がラ なし 、ている家族			[障害者等で 5長が認めた	直接手渡しす			を所持させ、		者等の財産や権 費負担)	たかった外国によった。	H H H H				.ないため省略し、新市においても同様に実施する
	扱い	各務原市	裄	生活指導、養護、保健チェック、 入浴サービス、給食サービス、送迎	サービスセンター(稲田園)	1 日800円 週1回(月曜日~金曜日)を限度 週3	1,991人 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	な 	*類似施設として稲田園内に浴場有り	9 (9)	市内在住、介護認定を受けたもの(介護度1以上)で、寝たきり度判定基準がB又はCランクまたは、痴呆度判定基準がランク エ以上の高齢者と同居して、在宅で介護している家族	年額6万円(年3回に分けて支給)	307人	在宅のひとり暮らし高齢者、高齢者世帯及び重度障害者等で 食事の調達、調理が困難で支援が必要であると市長が認めた	健康保持と安否確認を図るため自宅に配食し、直 る	1食あたり300円	年度実績)	徘徊高齢者の早期発見のため、GbS機能の端末機を所持させ 万一の場合に備える	設置費用を補助(利用料は利用者側で負担)	民法に規定する成年後見制度に基づき、高齢者・障害者等の財産や権 利行使を保証する(裁判書申立費用・後見人報酬の市費負担)	老齢基礎年金等の受給者資格を得ることができなかった外国 声粉⇒ 仏書 庫 ※ 自阵電⇒ / 十下15年 / 日1日 N 前 1 出 1	人同断句で単反心ダ降古句(ヘエロ4471ロ以前本市に1年以上引き続き居住しているもの)	年間 12万円	14人 (平成14年度実績)	業 トステイ事業	
	各種事務事業の取扱い	区分	这 ※	サービス内容	実 施 場 所	和 用 本	利用実績	対象者及び利用料	所在	利用実績	松	支 給 金 額	怨	这 參	サービス内容	田	利用実績	サービス内容	費用	事業內容等		<u>×</u> ₩	怨	支 給 実 績	各務原市で実施	 ス事業など、両市町が同
一番「ノヨエトル	協議項目	項目	5. いきいきず	イサービス事業				6. 展望浴場			7. 在宅介護者 支援金支給事業			8. 給食(配食)	サービス事業			9. 徘徊高齢者 検知システム設置事	**	1 O.成年後見 制度利用支援事業	 	- 7 外国人高龄者福祉金支給	業		12. その他	※ 高額介護サービス